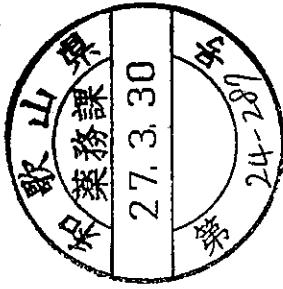


薬食発0325第28号
平成27年3月25日

各都道府県知事 殿

かぜ薬の製造販売承認基準について



厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

一般用医薬品のうち、かぜ薬の製造販売承認については、「かぜ薬の製造（輸入）承認基準について」（昭和45年9月30日付け薬発第842号厚生省薬務局長通知。以下「旧基準」という。）により取り扱ってきましたところですが、今般、旧基準の見直しを行い、別紙「かぜ薬の製造販売承認基準」（以下「本基準」という。）により行うこととしたので、下記の点にご留意の上、貴管下関係業者に対し、周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるようご配慮願います。

本基準は平成27年4月1日以後に製造販売承認申請される品目について適用します。また、本基準の施行に伴い、旧基準は廃止します。

記

- 1 かぜに関する効能又は効果をうたう内服用の薬剤（漢方処方にに基づく製剤を除く。）には、本基準が適用されること。
- 2 かぜに関する効能・効果をうたわない薬剤であっても、その成分として解熱鎮痛薬と鎮咳薬、去痰薬又は気管支拡張薬とが配合されているものは、この基準が適用されること。
- 3 本基準に基づき製造販売承認を受けようとする者は、承認申請書の備考欄に「一般用」に併せて「かぜ薬の製造販売承認基準による」と記載すること。

- 4 この通知の発出の際、現に製造販売承認申請中のもの及び本基準の適用の日前に製造販売承認申請がされたものについては、本基準に照らし所要の措置をとらせること。
- 5 既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、「旧基準」と規定されているものは、「本基準」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。
- 6 本基準の内容については、科学的知見等の集積を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

かぜ薬の製造販売承認基準

1 かぜ薬の範囲

ここでいうかぜ薬の範囲は、かぜ症候群に対して用いることを目的として調製された内服用薬剤（漢方処方にに基づく製剤を除く。）とする。

2 基準

かぜ薬の基準は次のとおりとする。なお、この基準に適合しないものにはあっては、有効性、安全性及び配合理由についての資料の提出を求め、それにに基づき審査する。

(1) 有効成分の種類

ア 配合できる有効成分の種類は、別表1に掲げるものとする。
イ 配合しなければならない有効成分は、別表1のI欄1項又は2項に掲げるもののいずれか1種類以上とする。ただし、生薬のみからなる製剤については、それらに代えて別表1のXVI欄に掲げるジリュウを配合しなければならない。

ウ 別表1の各欄に掲げる有効成分は、別に定める場合は、相互に配合することができる。

エ 別表1のVII欄に掲げる有効成分は、II欄に掲げる有効成分を含有する製剤にのみ配合することができます。

オ 別表1のI欄1項に掲げる有効成分の配合は、3種までとする。
カ 別表1のII欄、III欄、IV欄、V欄、VI欄、VII欄、VIII欄若しくはX欄に掲げる有効成分又はXVII欄に掲げる漢方処方を配合する場合は、各欄ごとにそれぞれ1種とする。ただし、別表1のVI欄2項及び同欄3項に掲げる有効成分は同時に配合することができます。

キ 別表1のI欄2項に掲げる有効成分を配合する場合は、同欄1項又は同欄3項に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。

ク 別表1のI欄2項に掲げる有効成分を配合する場合は、III欄2項、VI欄3項、VII欄、XIII欄若しくはXIV欄に掲げる有効成分又はXVI欄に掲げるジリュウ又はXVII欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

ケ 別表1のI欄3項に掲げる有効成分を配合する場合は、同欄1項に掲げるアセトアミノフェンと同時に配合しなければならず、その他の同欄に掲げる有効成分とは同時に配合してはならない。

コ 別表 1 の I 欄 3 項に掲げる有効成分を配合する場合は、II 欄 3 項、III 欄 2 項、VI 欄、X III 欄若しくは X IV 欄に掲げる有効成分又は X VI 欄に掲げるジリエウ又は X VII 欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

サ 別表 1 の II 欄 2 項に掲げる有効成分を配合する場合は、X IV 欄に掲げる有効成分又は X VII 欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。
シ 別表 1 の II 欄 3 項に掲げる有効成分を配合する場合は、I 欄 3 項若しくは X IV 欄に掲げる有効成分又は X VII 欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

ス 別表 1 の III 欄 2 項に掲げる有効成分を配合する場合は、I 欄 2 項、I 欄 3 項、IV 欄、VII 欄、IX 欄、X III 欄、X IV 欄若しくは X V 欄に掲げる有効成分又は X VII 欄に掲げる葛根湯加桔梗と同時に配合してはならない。

セ 別表 1 の VI 欄 2 項に掲げる有効成分を配合する場合は、I 欄 3 項、VII 欄、X III 欄若しくは X IV 欄に掲げる有効成分又は X VII 欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

ソ 別表 1 の VI 欄 3 項に掲げる有効成分を配合する場合は、I 欄 2 項、I 欄 3 項、VII 欄、X III 欄若しくは X IV 欄に掲げる有効成分又は X VII 欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

タ 別表 1 の VII 欄に掲げる有効成分を配合する場合は、I 欄 2 項若しくは VII 欄に掲げる有効成分又は X VII 欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

チ 別表 1 の VII 欄に掲げる有効成分を配合する場合は、III 欄 2 項、VI 欄 2 項、同欄 3 項、VII 欄、X III 欄若しくは X IV 欄に掲げる有効成分又は X VII 欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

ツ 別表 1 の IX 欄に掲げる有効成分又は X VII 欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

テ 別表 1 の IX 欄に掲げるグリチルリチン酸及びその塩類は、X V 欄に掲げるカンゾウとの配合を認めない。

ト マオウ又はマオウを含有する漢方処方並びにこれらエキスは、別表 1 の V 欄に掲げる有効成分との配合を認めない。

ナ 別表 1 の X VIII 欄に掲げる漢方処方と X III 欄、X IV 欄、X V 欄又は X VI 欄に掲げる有効成分との配合は認めない。

ニ 香蘇散以外の漢方処方を配合する場合はエキスに限る。

ヌ 別表 1 の X VII 欄に掲げる漢方処方の構成生薬及び構成比率は別表 2 による。

ア 各有効成分の1日最大分量は、別に定める場合を除き、別表1に掲げる量とする。ただし、別表1のV欄又はXIII欄の有効成分にX欄の成分を配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が3／2を超えてはならない。

イ 別表1のI欄1項に掲げる有効成分を2種以上配合する場合又はXIII欄、XIV欄若しくはXV欄に掲げる有効成分を2種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が1を超えてはならない。

ウ 別表1のI欄1項に掲げる有効成分にジリュウ又は葛根湯、麻黄湯若しくは葛根湯加桔梗を配合する場合には、当該有効成分又は処方ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が1を超えてはならない。

エ 別表1のXVII欄に掲げる漢方処方の配合分量は1日最大分量の1／5以上1／2未満とする。

オ 各有効成分の配合量の下限は、別に定める場合を除き、1日最大分量の1／2とする。

カ 別表1のI欄1項に掲げる有効成分を2種以上配合する場合の配合量の下限は、各有効成分について1日最大分量の1／5であり、かつ当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が1／2以上であること。

キ 別表1のX欄及びXII欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、1日最大分量の1／5とする。

ク 別表1のIX欄に掲げるグリチルリチン酸及びその塩類、XIII欄、XIV欄、XV欄及びXVI欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、それぞれ1日最大分量の1／10とする。ただし、(1)イにあるジリュウを配合する場合にあっては、XVI欄に掲げる1日最大分量を配合しなければならない。

ケ せき又はたんの効能又は効果の根拠が、別表1のXIII欄、XIV欄又はXV欄にのみよっている場合のXIII欄、XIV欄又はXV欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、それぞれ1日最大分量の1／2とする。

ただし、XV欄に掲げる生薬から2種以上配合する場合の配合量の下限は配合する当該有効成分について、それぞれ1日最大分量の1／5であり、かつ当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が1／2以上であること。

コ 別表1のI欄2項に掲げる有効成分の1日量は450mgに限る。

サ 別表 1 の I 欄 3 項に掲げる有効成分の 1 日量は 300mg に限り、同時に配合する同欄 1 項に掲げるアセトアミノフェンの配合量は 450mg に限る。

シ 別表 1 の II 欄 2 項に掲げる有効成分の 1 日量はクレマスチンとして 1mg に限る。

ス 別表 1 の II 欄 3 項に掲げる有効成分の 1 日量は 4 mg に限る。

セ 別表 1 の III 欄 2 項に掲げる有効成分の 1 日量は 30mg に限る。

ソ 別表 1 の VI 欄 3 項に掲げる有効成分の 1 日量は 750mg に限る。

(3) 剤形

剤形は、錠剤、カプセル剤、丸剤、顆粒剤、散剤及びシロップ剤とする。

(4) 用法及び用量

ア 用法は、1 日 3 回食後なるべく 30 分以内に服用するものとする。ただし、シロップ剤については、毎食後及び必要な場合には就寝前に服用するものとし、また、場合によつては、1 日 6 回まで服用することとしても差し支えないが 1 日 6 回服用する場合には原則として約 4 時間の間隔をおいて服用するものとしなければならない。

イ 硬カプセル剤並びに直径 6 mm を超える軟カプセル剤、丸剤及び錠剤については、5 歳未満の者を対象とする用法は認められない。なお、直 径 6 mm 以下であつても 3 歳未満の者を対象とする用法は認められない。

ウ シロップ剤については、7 歳以上の者及び生後 3 カ月未満の者を対象とする用法は認められない。

エ その他の剤形については、生後 3 カ月未満の者を対象とする用法は認められない。

オ 15 歳未満の者における有効成分の 1 日最大用量は、別に定める場合を除き、2 の (2) に規定する有効成分の分量に別表 3 の当該年齢区分に対応する係数欄の数値を乗じた量とする。ただし、シロップ剤については、1 回の最大用量は上記による量の 1 / 6 を溶かし又は懸濁させて 10ml 以下としたものでなければならない。

カ I 欄 1 項に掲げるアスピリン、アスピリンアルミニウム、サザビリン、I 欄 2 項に掲げる有効成分、II 欄 1 項に掲げるプロメタジンメチレンニサリチル酸塩又は II 欄 3 項に掲げる有効成分を含有する製剤については、15 歳未満の者を対象とする用法は認められない。

キ VI 欄 3 項に掲げる有効成分を含有する製剤については、8 歳未満の者を対象とする用法は認められない。

ク I 欄 3 項又は II 欄 2 項に掲げる有効成分又はIX欄に掲げるトラネキサム酸を含有する製剤については、5歳未満の者を対象とする用法は認められない。

ケ III 欄 2 項に掲げる有効成分を含有する製剤については、3歳未満の者を対象とする用法は認められない。

コ 別表 1 の IX 欄に掲げるトラネキサム酸を含有する 15 歳未満の者における用法を持つ製剤については、1 日最大分量は 420mg とする。なお、15 歳未満の者における 1 日最大分量は、1 日最大分量 (420mg) に別表 3 の当該年齢区分に対応する係数欄の数値を乗じた量とする。

(5) 効能又は効果

効能又は効果は「かぜの諸症状（鼻水、鼻づまり、くしゃみ、のどの痛み、せき、たん、悪寒（発熱によるさむけ）、発熱、頭痛、関節の痛み、筋肉の痛み）の緩和」の範囲とする。

ただし、次の表の右欄に掲げる有効成分のいづれか 1 種が配合されていない場合には、同表左欄に掲げる効能又は効果をうたうことはどうできない。

左欄	右欄
鼻水、鼻づまり、くしゃみ	別表 1 の II 欄
せき	別表 1 の III 欄、IV 欄、V 欄、XIII 欄又は XIV 欄の成分
たん	別表 1 の III 欄のクエン酸チペビシン若しくはチペビシンヒベンズ酸塩又は V 欄、VI 欄、VII 欄、XIII 欄若しくは XV 欄の成分

(6) 包装単位

シロップ剤の容器の最大容量は、6 歳の 1 日最大服用量の 2 日分を限度とする。

別表 1

有効成分の種類および1日最大分量表

区分	有効成分名	1日最大分量(mg)
I欄	アスピリン	1500
	アスピリジナルミニウム	2000
	アセトアミノフェン	900
	エテノザミド	1500
	サザピリン	1500
	サリチルアミド	3000
	ラクチルフェネチジン	600
	イブプロフェン	450
	イソプロピルアンチピリン	300
	塩酸イソチペンジル	7
II欄	塩酸ジフェニロール	90
	塩酸トリペレナミン	100
	塩酸トシジルアミン	50
	塩酸フエネタジン	50
	塩酸メトイジラジン	8
	クロルフェニラミンマレイン酸塩	7.5
	d-クロロフェニラミンマレイン酸塩	3.5
	ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン	7.5
	ジフェニルビラリン塩酸塩	4
	ジフェニルピラリンテオクル酸塩	4.5
III欄	ジフェニルビラミン塩酸塩	7.5
	ジフェニルミンサリチル酸塩	7.5
	酒石酸アリメタジン	5
	タンニン酸ジフェンヒドラミン	7.5
	トリプロリジン塩酸塩水和物	4
	ナペジシル酸メブドロリン	150
	プロメタジンメチレンニサリチル酸塩	40
	マレイン酸カルビノキサミン	7.5
	リン酸ジフェニロール	90
	クレマスチンフル酸塩	1 〔クレマスチンとして〕
2項	メキタジン	4

III欄	1項	塩酸アロクラミド	75
		クエン酸チペジン	60
		クロペラスチン塩酸塩	48
		クロペラスチンフェンジノ酸塩	84
		コデインリン酸塩水和物	48
		ジヒドロコデインリン酸塩	24
		ジブナートナトリウム	90
		チペビジンヒベンズ酸塩	75
		デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	48
		デキストロメトルファン・フェノールフタリン塩	72
IV欄	2項	ペントキシベリックエン酸塩	48
		ジメモルファンリン酸塩	30
V欄		ノスカビン	48
		ノスカビン塩酸塩水和物	48
VI欄	1項	dL-メチルエフエドリン塩酸塩	60
		dL-メチルエフエドリンサッカリシン塩	60
		グアイフェネシン	250
VI欄	2項	グアヤコールスルホン酸カリウム	250
		クレゾールスルホン酸カリウム	250 (135)
		プロムヘキシン塩酸塩	12 (8)
VII欄	3項	L-カルボシステイン	750
		L-エチルシスティン塩酸塩	300
VIII欄		ベラドンナ総アルカロイド	0.3 (0.12)
		ヨウ化イソプロパミド	6 (1.5)
IX欄		グリチルリチン酸及びその塩類	39 〔ガリチリチ酸として〕
		トラネキサム酸	750 (280)
X欄		安息香酸ナトリウムカフェイン	300
		カフェイン水和物	150
		無水カフェイン	150
XI欄		ビタミンB1及びその誘導体並びにそれらの塩類	25 (1)
		ビタミンB2及びその誘導体並びにそれらの塩類	12 (2)
		ビタミンC及びその誘導体並びにそれらの塩類	500 (50)

X II欄	ヘスペリジン及びその誘導体並びにそれらの塩類 グリシン ケイ酸マグネシウム 合成ケイ酸アルミニウム 合成ヒドロタルサイト 酸化マグネシウム ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート (アルミニウムグリシネット) 水酸化アルミニウムゲル (乾燥水酸化アルミニウムゲルとして) 乾燥水酸化アルミニウムゲル 水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物 水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム 混合乾燥ゲル 水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・ 炭酸カルシウム共沈物 水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリウムの共 沈生成物 炭酸マグネシウム メタケイ酸アルミニン酸マグネシウム	900 900 3000 3000 4000 500 1500 1000 1000 900 3000 1500 1800 2000 1500
-------	--	--

(注) かつこ内の数値は配合量の下限である。

(生薬)

区分	生薬及び漢方処方名	1日最大分量(g)	
		エキス (原生薬換算量)	粉末
X III欄	マオウ	4	—
X IV欄	ナンテンジツ	10	—
X V欄	オウヒ オンジ	4 5	—
	カンゾウ	5	1.5
	キヨウ	4	2
	シャゼンシ	5	—
	シャゼンソウ	10	—
	セキサン(石蒜)	0.8	—
	セネガ	4	1.5
	バイモ	2.5	1.5
X VI欄	ウイキョウ	3	—

オウバク	3	3
オウレン	3	1.5
ガジュツ	3	3
カミツレ	10	—
ケイヒ	5	1
ゲンチアナ	0.5	0.5
ゴオウ	—	0.02
獸胆(ユウタン)含む)	0.5	0.5
シャジン	5	2.5
ショウキヨウ	3	1
ソウジュツ	5	2
チョウジ	2	0.5
チシビ	5	3
ビヤクジュツ	5	2
ジリュウ	3	2
チクセツニンジン	6	3
ニンジン	6	3
葛根湯	2.5	—
葛根湯加桔梗	2.9	—
桂枝湯	1.5	—
香蘇散	1.1	6
柴胡桂枝湯	2.4	—
小柴胡湯	2.4	—
小青龍湯	2.4	—
麦門冬湯	3.0	—
半夏厚朴湯	1.6	—
麻黃湯	1.3	—

XVII欄

別表 2

漢方処方名	葛根湯	桂枝湯	葛根湯加桔梗	香蘇散	柴胡桂枝湯	小柴胡湯	小青竜湯	麥門冬湯	半夏厚朴湯	麻黃湯
オウゴン						2	3			
カツコソウ	8	8								
カンゾウ	2	2	2	1	2	2	2	2	2	
キキョウ	4									
キヨウニン										4
ケイヒ	3	3	4		3	3	3			3
コウブシ			4							
粳米							10			
コウボク										3
ゴミシ								3		
サイコ						5	7			
サイシン								3		
シャクヤク	3	3	4		3		3			
ショウキョウ	1	1	1	1	1	1	2	1	1	
ソヨウ					2					2
タイソウ	4	4	4		2	3	3			
チンピ				3						
ニンジン						2	3	2		
バクモンドウ									8	
ハンゲ							4	5	5	5
ブクリヨウ									5	
マオウ	4	4						3		4

構成生薬及び構成比率

構成生薬及び構成比率

別表 3

年齢区分別用量の換算係数表

年齢区分	係数
15歳以上	1
11歳以上	15歳未満
7歳以上	11歳未満
3歳以上	7歳未満
1歳以上	3歳未満
6カ月以上	1歳未満
3カ月以上	6カ月未満